

産前産後期間相当分(4か月分)の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産を予定している(又は出産した)国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4か月)以上の出産が対象です。死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減対象期間

- 出産を予定している(又は出産した)被保険者分の国民健康保険税の所得割額と均等割額について、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が減額されます。
※ 多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が減額されます。



- 保険税が減額された結果、払いすぎた保険税がある場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書(裏面)
- ② 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ③ 出産の予定日や多胎妊娠の事実を明らかにする書類(母子健康手帳など)

※ 出産後に届出を行う場合は、親子関係を明らかにする書類の提出が必要な場合があります。

電子申請をご利用いただけます

産前産後期間相当分の国民健康保険税軽減にかかる届出は電子申請が可能です。

以下のURLまたは右のQRコードより電子申請のフォームへアクセスできます。



URL: <https://ttzk.graffer.jp/city-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/kokuhozei-sanzensango>

届出先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市 市民生活部 国保年金課 賦課担当 電話 018-888-5632